

用語解説

【ア行】

➤ アメニティ

心地よさ、快適さ、快適性。

➤ エリアマネジメント

一定の地域（エリア）における良好な居住環境等の形成・管理を実現していくための地域住民・地権者による様々な自主的取組み。

➤ LRT

ライト・レール・トランジット（Light Rail Transit）の略。従来の路面電車が高度化され洗練化された路面公共交通機関のことで、システム等も含まれる。

➤ オープンスペース

都市部で建築物が建てられていない広がりのある空間で、緑地や市街地内農地、河川空間も含まれる。

【カ行】

➤ 空間再配分

既存の道路等の空間の利用方法について再構築を行うこと。道路空間における車道や停車空間の減少と併せた、歩道の拡幅や自転車通行空間の設置等が含まれる。

➤ 建築協定

建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進するなどを目として、土地所有者等の全員の合意により、建物のルールを締結すること。

➤ 建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合。

➤ 交通弱者

自動車中心社会において、移動を制約される人のことで、自動車を運転できない高齢者、妊婦、学生、障がい者、子ども、けがをしている人など。

➤ コミュニティ

共同体。地域社会。都市計画では、主として住民相互の協力と連携による地域のまちづくりを進める場合等に使われる。

➤ コミュニティサイクル

レンタサイクルの形態の1つで、街の一定範囲内で、至る所に設置してある自転車を借りたり返却したりすることができるシステムのこと。

➤ コミュニティバス

需要が小規模で採算がとれないため、従来の路線ではカバーしきれない地域や、交通空白地帯で運行されているバス。

【サ行】

➤ サイクルアンドライド

自転車から公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法のこと。

➤ 市街化区域

都市計画区域のうち、積極的に市街地として開発・整備を図る区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。

➤ 市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。

➤ 住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

➤ スプロール

無秩序、無計画に住宅地化が郊外に広がり、市街地が虫食い状態になっていくこと。

【タ行】

➤ 地域高規格道路

高速交通体系を担う規格の高い道路のことで、2車線以上の車線を確保し、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、概ね60km/h以上の高速サービスを提供できる道路のこと。

➤ 地区計画

都市計画法に定められている、住民と権利者の合意のもとで決めるまちづくりのルールのこと。

➤ DID区域

原則として人口密度が1km²あたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接しており、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

➤ 都市基幹公園

主として一の市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な

公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

➤ 都市機能

都市の持つ様々な働きやサービスのことで、商業・業務、住宅、工業等の諸活動によって担われる。

➤ 都市基盤施設

道路、公園など都市の基盤を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

➤ 特別用途地区

用途地域内の一定の地区において、地域特性に応じた土地利用の増進や環境の保護等を図るため、建築規制の強化や緩和を図る地区のこと。

➤ 都市計画区域

都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形等から見て一体の都市として捉える必要がある区域を都市計画区域として指定する。

一般には、これに加え土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域。

➤ 都市計画区域マスタープラン

都道府県が都市計画区域ごとに都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用、都市施設、市街地開発、自然的環境の保全または保全に関して、広域的・根幹的視点に立った都市計画の基本的な方針を定めたもの。

➤ 都市計画道路

健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。

➤ 土地区画整理事業

公共施設の整備・改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画・形質を整えるとともに、道路・公園等の都市基盤施設の一体的な整備を行う事業。

【ナ行】

➤ ノンステップバス

出入口の段差をなくし乗降を容易にしたバス。床面はおおむね 35cm 以下の物を指す。中ドアに車いすスロープを設けることにより、車いすでの乗車が容易となる。

【ハ行】

➤ パークアンドライド

道路混雑や駐車場不足に対処するため、郊外

部等に駐車場を設置し、そこで自動車から公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法のこと。

➤ バイオマス

家畜排せつ物や生ごみ、剪定枝葉など、動植物由来の再生可能な有機性資源のこと。

➤ ハイグレードバス停

バス利用者の利便性向上のために、バスの到着時刻等の情報提示や屋根やベンチを設けたバス停のこと。

➤ バスロケーションシステム

バスの位置情報を収集し、バス停の表示板等に情報提供し、バスの運行位置等を利用者に知らせるシステムのこと。

➤ パブリックスペース

一般に開放されている公共性の高い空間。公園、広場、学校、駅、病院、図書館、劇場、街路等。

➤ バリアフリー

「障壁がない」という意味。建築設計等において、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者に配慮をすること。製品設計にも応用されている。

➤ フィーダーバス

鉄道駅に接続する路線バスのことで、鉄道の発着時刻と連携した乗り継ぎしやすい運行サービスが提供される。

【マ行】

➤ 密集住宅市街地整備促進事業

おもに公共施設の整備と民間の不燃化建て替えを支援する事業。地区の採択要件は、20ha 以上、住宅戸数密度 30/ha 以上の区域で、整備計画を策定、国土交通大臣の承認を受けて事業が行われる。2004 年に住宅市街地総合整備事業に統合された。

➤ 面的整備

まとまった相当規模の区域で、道路・公園・下水道等の施設整備を宅地開発と一体的に行うこと。土地区画整理事業等が含まれる。

➤ モビリティマネジメント

都市において、過度な自動車依存を見直し、公共交通や徒歩や自転車等の多様な交通機関の利用促進を図る取組みのこと。

【ヤ行】

➤ 用途地域

計画的な土地利用を進め種々な建築物が混在するのを防ぐため、建築物の用途によって地域

を区分し、建築物の用途を制限するもの。主に住居系、商業系、工業系に分かれ 12 種類の用途地域を設定することができる。(松山市では 11 種類を指定)

➤ **容積率**

敷地面積に対する建築延べ(床)面積の割合。

【ラ行】

➤ **ライフライン**

水道、下水道、電気、ガス、電話等人々の日常生活を維持するために不可欠な供給システム。

➤ **連続立体交差**

都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することにより、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する。